

変更請求の要旨（令和2年8月31日受付分）

1 変更請求の内容

志摩地区の市街化区域を対象とした「住居表示実施に伴う町名と町割り案」を撤回し、再考を求める。再考の際には、町名と町割り案の策定を市と住民の協働で取り組み、地域住民への周知と理解の徹底に努めることを要請する。

2 変更請求の理由

(1) 住居表示の町名が旧来の地名に準拠していない

ア 「住居表示実施に伴う町名と町割り案」（以下「本案」と称する）は、現状の居住地の表記で用いられている「初」「師吉」「稲葉」「井田原」「稲留」「松隈」「小富士」の旧来の地名が全く取り入れられていない。住民は旧来の地名で地域の地理・事情を把握しており、これらを全く異なるものに変えると住民の地域への親近感と利便性を著しく損なうと考えられる。

イ 本案で提案されている「志摩中央」「志摩南」という町名は、旧来の地名としてはどこにも存在しない。現状では志摩中央公園の名称があるのみで、住民には「志摩中央」「志摩南」という地域区分の概念もなく住民の土地勘から逸脱している。

ウ 旧来の地名には「初」「師吉」など数百年の歴史を持つものもある。「初」は「波津」に由来し、かつて波が寄せる場所を干拓した地域だったことを伝えている。このように旧来の地名は地域の地理・地形の特性や文化・生活習俗などを伝承してきた。また地域への誇りと愛着を、未来を担う子どもたちに受け継いでいくには、アイデンティティを持った地名が不可欠だと考える。「住居表示に関する法律第5条2」の条文にあるように、地域を形成してきた歴史と、この先の地域を築く未来に対して旧来の地名を尊重していきたい。

(2) 町名・町割り案は、住民への周知に努め、住民との意見交換を経て策定してほしい

ア 本案の住民への情報提供は令和元年11月の回覧と4ヶ月後の全戸配布の2回のみだった。本案の策定の過程において住民説明会や意見交換の機会はなかったため、住民からは「全く知らなかった」「考え直せないのか」と戸惑いの声が多く挙がっている。糸島市住居表示町名検討協議会に参加した行政区長からも本案について住民への周知と理解を懸念する発言が複数回上がっていた。「住居表示に関する法律第3条4」の観点からも、住民への周知の徹底と理解に重きを置いてほしかった。

変更請求の要旨（令和2年8月31日受付分）

イ 糸島市の市民協働のまちづくりの理念に則り、町名・町割り案は市と住民との協働で策定したい。